

第 389 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

森会長 それでは定刻になりましたので、第 389 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきますと思います。初めに、委員の出欠状況につきまして事務局から報告をお願いいたします。

課長補佐 それではご報告申し上げます。本日は委員定数 18 名のうち、全員がご出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

森会長 どうもありがとうございます。それでは本日の議事録の署名でございますけれども、公益委員は私、それから労側委員は三枚堂委員、お願いいたします。それから使側委員は井上委員、お願いいたします。それではお手元にお配りしております議事次第に従いまして、順次進めていきたいと思っております。

 まず議事 (1) ですが、7 月 28 日付中央最低賃金審議会におきまして、答申が出されております。その「平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

賃金課長 賃金課長の古賀でございます。それでは、お配りしております資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。座らせていただきます。

 資料 No.1 でございます。平成 28 年 7 月 28 日、昨日の日付でございますが、中央最低賃金審議会仁田会長から厚生労働大臣に対し、平成 28 年度の地域別最低賃金額の改定の目安について、答申されたものでございます。本年 6 月 14 日に改正諮問をいたしまして、その諮問に対し、7 月 28 日付で答申をするというものでございます。

 答申の内容ですが、記の 1 から 5 まででございます。読み上げる形になりますが、まず 1 でございます。「平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」ということであります。

 2 につきましては、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。」とされております。

 そして 3 番目でございます。「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」とされております。

そして4としまして、「政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。」と。

そして最後に5番目になりますが、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。」とされています。

1枚めくっていただき、2ページ目となりますが、ここに公益委員見解、今年度の目安が示されております。その表でございますが、AランクからDランクまでございまして、東京はAランクでございますので、今年度の引き上げ額の目安は25円とさせていただきます。以下、Bランクが24円、Cランクが22円、Dランクが21円ということでございます。

続きまして、4ページになりますが、「小委員会報告」についてご説明させていただきます。こちらに小委員会における労使各側の見解がありますので読み上げます。

まず2として、「労働者側見解」でございます。「労働者側委員は、最低賃金の水準が最低賃金法第1条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であると述べ、賃金改定状況調査の第4表に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみならず、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であると主張した。また、目安制度の目的が、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定する際の基本的事項や賃金水準の全国的整合性を図ることであること等を踏まえれば、地域間格差を拡大する目安を示すことは不適當であり、その縮減をはかることが重要であると主張した。さらに、生産年齢人口の減少など人口動態の変動を踏まえた上で、労働生産性を高めつつ、労働の質や量の変化に応じて最低賃金水準を引き上げることが重要であると主張した。また、家族の生活に必要な賃金水準を確保するとともに、所得格差に歯止めをかける観点からは、現在の地域別最低賃金の水準は不十分であり、特に地域における労働者の生計費と賃金を重視しつつ、雇用戦略対話の全国で最低でも800円、全国平均1,000円という目標到達へ向け、早期にその道筋を示す目安額とすべきであると主張した。」ということでございます。

続いて3、「使用者側見解」でございます。「使用者側委員は、わが国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、国内総生産（GDP）の約6割を占める個人消費は伸び悩むとともに、為替は円高傾向にあり、イギリスのEU離脱問題などによって、世界経済の不透明感が一層増している中、

テロへの世界的な不安などと相まって、日本経済の先行きに関する懸念は高まっていると主張した。また、中小企業については、倒産件数は減少しているものの、企業数は、2009年の420万から2014年には381万社に減少するなど廃業は依然として多く、人手不足や事業継承の問題も深刻化しており、総じて厳しい経営状況にあると主張した。また、使用者側委員としては、近年の最低賃金が、景気や経営の実態とは関係なく、いわゆる『時々の事情』によって大幅な引き上げが行われ続けてきたとの認識を示し、地域別最低賃金の近傍で働く労働者が増加している中で、中小零細企業の経営体質を強化する支援策が拡充されることなく、最低賃金を大幅に引き上げることへの懸念を表明した。また、『ニッポン一億総活躍プラン』における最低賃金に関する記載については、最低賃金を毎年自動的に3%引き上げることの意味するのではなく、名目GDP成長率が3%を下回る場合は、当該経済状況に配慮し、最低賃金の引上げを抑えるものであるとの認識を示すとともに、『ニッポン一億総活躍プラン』の検討をはじめた昨年秋と比べて、我が国経済の状況や、中小企業を巡る経営状況が悪化している点を考慮すべきことを主張した。使用者側委員としては、中小企業、小規模事業者全体の生産性向上が達成されておらず、政府の支援施策も不十分である中で、各種統計データに基づかずに、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を示すことになれば、地方での審議において大きな混乱を招くことになる」と主張した。その上で、今年度の最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法の原則である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素に基づき、最低賃金引上げの前提条件である名目GDP成長率、中小企業や小規模事業者の生産性向上に向けた支援の状況、取引条件の改善等に関する状況を踏まえながら、各種統計データ、特に、中小零細企業の賃金引上げの実態を示す賃金改定状況調査結果の第4表のデータを重視した議論を行うべきであると主張した。」ということでございます。

4として、「意見の不一致」でございます。「本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。」ということでございます。

続いて5、「公益委員見解及びその取扱い」ですが、一部割愛させていただきますが、「公益委員としては、今年度の目安審議については」、1行飛びますけども、『全員協議会報告』の4(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、『ニッポン一億総活躍プラン』、『経済財政運営と改革の基本方針2016』及び『日本再興戦略2016』に配慮し、諸

般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。」というのでございます。

これに続きまして、「目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。」というのでございまして、これが先ほどご説明しました、別紙 1 の「目安に関する公益委員見解」になります。

続きまして次のページ、7 ページになりますが、ただ今ご説明しました小委員会報告についての補足説明ということで、昨日、7 月 28 日の中央最低賃金審議会にて説明したところでございますが、本補足説明は、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会委員長から地方最低賃金審議会に対し、平成 28 年度の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告についての補足説明を行うために提示することとされたものです。

内容につきましては、2 つ目の丸からになりますが、「本年度の地域別最低賃金改定の引上げ額の目安を示すに当たっては、従来の方針に沿って、最低賃金法第 9 条第 2 項に規定する労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の 3 要素に関し、統計資料等に基づき検討を行った。」と。

そして、「審議の中では、各種統計データ等に基づく調査審議を基本とし、賃金改定状況調査の第四表を最大限重視すべきであるとの意見や、引上げ額の議論だけではなく、最低生活賃金として賃金の絶対水準を重視した議論をすべきであるとの意見があった。」。

その上で、3 つ目の丸に、「公益委員見解を取りまとめるに当たっては、非正規雇用の増加傾向、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差といった状況も踏まえて『ニッポン一億総活躍プラン』等が取りまとめられ、これらに配慮した調査審議が求められたことについて」、ここで最低賃金法第 1 条を引用し、これにありますが、「その法目的にも鑑みると、何らかの対処をすることが必要であると考え、こうした観点から審議を行ったもの」としています。

4 つ目の丸では、「本年度の目安の金額が、従来と比較して高い水準にあることも踏まえ、今後、中央最低賃金審議会において、最低賃金の引上げが及ぼす影響について慎重に検討していく必要があると考える。」としています。

最後に、「各地方最低賃金審議会においては、これらの内容も踏まえて、本年度の地域別最低賃金の審議が行われることを期待します。」として、本補足説明を結んでいます。

私からの目安に関する説明は以上となります。

森会長

中央の最低賃金審議会において、その目安に関する意見が出されていて、それを今、事務局のほうから詳細にご報告していただきましたけれども、それについて何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今紹介していただきました中央最低賃金審議会の答申を参考といたしまして、今後この東京の最低賃金審議会の専門部会におきまして、金額審議をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、議事(2)「東京都最低賃金の改正決定に係る意見について」、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5項・同法施行規則第11条第1項に基づき、平成28年7月4日付で意見聴取の公示を行いました。提出期日までに6件の意見書の提出がありましたので、本日、資料No.2としてお手元にお配りいたしました。それでは、意見書の要旨について、補佐より説明をいたします。

課長補佐

それでは、提出された6件の意見書の要旨の説明をいたします。お手元の資料No.2をご覧ください。No.2-1は意見書提出者一覧表、No.2-2は意見書の写しです。

最初は、三多摩国民春闘共闘会議から提出された意見書です。「時給1000円以上の最低賃金の早期実現を求めて」との標題のもと、非正規労働者が全体の4割に近づき、年収200万円以下のワーキングプアと言われる労働者が1,120万人になり、雇用破壊と低賃金構造が社会問題化していること。

パート・アルバイトなど非正規労働者は、厚生労働省の調査などから見ても明らかなように、正社員を希望しても正社員として働くことができない状況に置かれ、パート・アルバイト労働は家計を賄うための重要な収入源を得るためのものとなっていること。

大手スーパーなどで「パート社員」にも成果主義賃金制度が導入され、人事考課で評価が下がれば勤務日数が減らされる仕組みが取り入れられ、これによりパート労働者の平均実労働時間は5時間から6時間であり、勤務日数が減らされるならば、1カ月の収入が10万円以下となってしまうこと。

安倍政権が主張する毎年3%の長期間にわたる最低賃金の引き上げでは、こうした労働者の救済に及ばず国内消費の拡大に結び付かないものであることは明らかであり、沖縄、高知、鹿児島県などは、時給1,000円を実現するのに10年以上の歳月がかかり、東京でさえ4年の歳月がか

かり、全国平均でも 2020 年をはるかに超えてしまうこと。

最低賃金は、最低賃金法の第 1 条が示すように、「労働者の生活の安定」を目的としているにもかかわらず、労働者の生活実態から見て、労働者の生活を安定させる金額とはなっていない現状があり、労働者の生活実態に沿った金額にしていく必要があること。などを踏まえ、労働者の実態や給与実態などを明らかにし、労働者の生活の安定を図るための最低賃金法の趣旨に沿った改定を行うよう求めています。

さらに、そのために、専門部会で労働者代表の意見陳述を行うこと、東京の最低賃金の大幅な引き上げを答申すること、全国一律の最低賃金制度の確立と中小企業支援策の拡充を求めることを国に要望するよう求めています。

2 番目は、渋谷区労働組合総連合の意見書です。標題に「時給 1,500 円以上への引き上げで、生活できる賃金を」と掲げ、非正規労働者の実態、現行の最低賃金では憲法で保障された最低限度の生活もままならないとする実態などから、最低賃金の大幅引き上げを要望しています。具体的には、記の下に 4 つの意見が記載されています。

1 つ目は、東京の最低賃金について、早期に時給 1,500 円以上を目指すこと。

2 つ目は、当面、東京春闘共闘会議が推薦する労働者の意見陳述の場を保障すること。

3 つ目は、特定（産業別）最低賃金の引き上げを図ること。

4 つ目は、貴審議会が、わが国の経済にとっても重要な課題である、安心して暮らせる「雇用と賃金」を確立することを最優先課題として受け止め、東京の最低賃金の大幅引き上げを答申することとともに、世界では常識となっている全国一律の制度の必要性や中小企業への支援策の拡充を議論し、国に強く要望することとなっています。

なお、資料として、渋谷区労連ニュース第 504 号と最低賃金実態調査票が添付されています。

3 番目は、練馬区労働組合総連合の意見書です。冒頭に、「非正規労働者が 4 割に近づき、ますます貧困、格差が広がっています。働いても普通に生活できない状況が社会問題になっています。このことを改善することは貴審議会の重要な役割と考えます。」と記載され、次いで 4 つの意見が記されています。

1 つ目は、300 兆円を超える大企業の内部留保の 3%を活用して、中小企業への支援を行い、中小企業で働く労働者の最低賃金引き上げに活用すべき。

2 つ目は、東京で生活するにあたって、どのくらいかかるかを調査し、生活できる賃金を明らかにすべきと考える。17 年前、東京春闘で調査した時点で 1,350 円必要との結果が出ている。

3 つ目は、政府が宣伝する GDP600 兆円の確保のためには消費購買力を引き上げることが重要。そのためには、最低賃金を早期に時給 1,000 円以上に引き上げ、東京で生活できる現実的な最低賃金に改善することを求める。

4 つ目は、参議院選挙で政府が掲げた同一労働同一賃金の選挙公約を実現するには、最低賃金を大幅に引き上げることが必要。そのためにも審議会で十分な議論を期待する、となっています。

4 番目は、JMITU 東京地方本部の意見書です。

14 年の消費税増税と諸物価の高騰が国民生活に大きな影響を及ぼし続けている状況であること。個人消費の落ち込みが GDP の伸びを抑え込んでしまっていること。物価の上昇に賃上げが追い付いていないこと。また、2016 年の春闘において、大企業でのベースアップはわずかばかりしか実施されていないこと。

また、中小零細企業は、引き続き経営困難な状況があるが、それでも一定の賃金引き上げを行っており、これらは労働組合に組織化された全労働人口の 20%を割る人たちの状況であること。全労働人口の 40%に及ぶ低収入の非正規労働者は、労働組合もほとんどない中で、唯一の賃上げが最低賃金による押し上げ効果であること。

さらに大企業は、過去最高の 300 兆円の内部留保を出す一方で、実質賃金は 5 年連続マイナス、個人消費は 2 年連続のマイナスであり、政府も 3 年連続で賃上げ要請をしなければならないほど、特別な状況にあること。

これらのことを強く受け止めて、最低賃金を直ちに 1,000 円以上に引き上げることを強く求めるという意見です。

5 番目の意見書は、東京春闘共闘会議からの意見書です。標題に「最低賃金の 1,000 円以上への早期実現を」と掲げ、まず第 45 回中央最低賃金審議会における塩崎厚労大臣のあいさつを引用した上で、政府が一億総活躍社会に向けて最低賃金の大幅な引き上げを行うために、中小企業支援は積極的に行うとし、「3%」という具体的な数値目標を示してその実現に沿った目安にしてほしいと要望したことを挙げ、また 2010 年の雇用戦略対話による政労使 3 者合意は極めて重い意味があるとしています。

さらに、安倍首相が経済財政諮問会議において、最低賃金を毎年 3%程度引き上げ、将来は 1,000 円程度にするよう求め、関係閣僚に環境整備

を指示したことに加えて、名目 GDP を増加させるため、賃金上昇などによる継続的な好循環の確立を図るとともに、最低賃金もふさわしいものとしなければならないと、消費購買力の拡大と現状の最低賃金の低さについて言及し、その結果、2019 年までに「平均 1,000 円」を実現することを求め、この実現には毎年 50 円を大きく超える引き上げが必要となるともしております。

そして東京においては、「現実に生活するための生計費調査に基づけば時給 1,500 円は必要である」という要求を掲げた若者たちの運動が大きな盛り上がりを見せており、最低賃金引き上げの問題は社会問題化していること。日本経済に成長・分配の好循環を実現するには賃金の引き上げが絶対条件であること。また、圧倒的に未組織な非正規労働者の賃金が時給 907 円程度であることを鑑みれば、最低賃金の大幅な引き上げが喫緊に求められていることから、労使対等の場で賃金を決定する場を持たない未組織労働者や非正規労働者にとり、生活に大きな影響を持つ最低賃金の引き上げを答申する貴審議会の役割機能は決定的に重要とした上で、早期に時給 1,000 円以上の答申を行うよう強く要望するという意見です。

なお、最後に、「審議会において私たちが推薦する参考人による意見聴取の場を設けること」と「陳述に当たっては公開の場とすること」を要望しています。

意見書の最後になります。6 番目の意見書、東京地方労働組合評議会女性センターからの意見書です。標題に「最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困と少子化の解消を」と掲げています。まず冒頭に「意見の趣旨」として 3 項目あります。

1 つ目は、最低賃金は憲法・労働基準法に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準とし、当面、即時 1,000 円以上に引き上げるとともに 1,500 円を目指すこと。

2 つ目は、女性の貧困、子どもの貧困をなくすこと。

3 つ目は、地域間の経済格差を解消するために、全国一律最低賃金制度を確立すること。としています。

そして、「女性の貧困をなくすために最低賃金の引き上げを」として、女性労働者の中で非正規労働者が 6 割近くを占め、その中でもパート労働者の 7 割は女性で占められており、パート労働者の賃金は現行の最低賃金すれすれであって、ダブルワーク、トリプルワークをしても多くの女性が自らの収入で生計を維持できないとされています。

また、2014 年 1 月発表の OECD ファミリーデータベースの、日本で

は稼働している母子世帯は働いていない母子世帯より貧困率が高いと報告されていること。日本では財政の所得再配分機能が実現されておらず、母子家庭の母親は、働いても生存権さえも脅かされる貧困状態となっていること。その他男女賃金格差の問題点を挙げ、生涯にわたる女性差別の是正が求められているとしています。

次に、「少子化の解消のために最低賃金の引き上げを」として、少子化の主因は適齢期の男女が結婚しなくなった非婚化にあり、その理由は男女共に非正規化が進んでいることを大きな理由の 1 つとし、その上で少子化の解消のために最低賃金の大幅な引き上げが必要であるとされています。

最後に、「地域間格差を是正し、日本経済の活性化のために最賃の引き上げを」として、2015 年の地域別最低賃金の改訂により地域間格差が広がっている中、最賃が低い地域から高い地域への人口流出が起これ、地域の中小企業の人手不足を招いているとし、地域間格差是正のためにも最低賃金の引き上げと全国一律の最低賃金制度の確立が必要であるとされています。

さらに、大企業の内部留保がアベノミクスの 3 年間で 22.4%も積み増しているとし、日本経済の健全な成長のためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要であると、併せて大企業が社会的責任を果たすとともに、政府が中小企業への援助を行い、最低賃金を大幅に引き上げることが求められているとされています。

以上、事務局より、審議会宛てに提出された東京都最低賃金の改正にあたっての意見をご説明いたしました。

森会長

どうもありがとうございます。ただ今説明がありました、提出された意見書の中には、東京都最低賃金の改正に関する意見が含まれておりますので、先に開催されました第 1 回東京都最低賃金専門部会にこれを資料として提出いたしまして、この意見書に対する対応につきまして検討をいただいております。その検討結果につきまして、専門部会からご報告いただければと思います。

岩本委員

それではご報告いたします。7 月 20 日に開催された第 1 回東京都最低賃金専門部会におきまして、東京地方最低賃金審議会宛て提出された 6 件の意見書について、労使それぞれの委員からご発言をいただき、当審議会では対応できる内容について慎重に検討をいたしました。

その結果、東京都最低賃金時間額の大幅な引き上げを行うことなど、東京都最低賃金に対する意見は、提出された意見書を通じて十分伝わったので、この意見書の内容を念頭に置きつつ、運営規程に基づき今後の

審議を進めていくという結論になりましたことをご報告いたします。

森会長 どうもありがとうございます。この意見書に関連いたしまして、事務局のほうから何かございますでしょうか。

賃金課長 意見書とは別に、平成 28 年 7 月 26 日、「すみやかに時間額 1,000 円以上に引き上げることを求める要請署名」4,411 筆が提出されておりますので、テーブル中央にてお示しさせていただきます。

これは前回、第 388 回本審にて紹介させていただいた、東京春闘共闘会議からの要請の追加分であり、累計個人署名数は 23,347 筆となりました。以上です。

森会長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の専門部会からの報告および参考資料について、ご意見を伺いたいと思います。労側のほう、いかがでしょうか。

尾野委員 専門部会の決定のとおりでよろしいかと思えます。

森会長 使側のほうはいかがでしょう。

石川委員 私どもも専門部会で議論した内容でやっていただきたいと思えます。

森会長 どうもありがとうございます。それではそのいずれのご意見も、基本的には専門部会報告のとおりで良いとのことでしたので、本審議会といたしましても、「専門部会の報告を尊重する」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

森会長 どうもありがとうございます。異議なしということですので、そのようにいたしたいと思えます。

それでは、議事 (3)「その他」に進みたいと思えます。何か予定の議題以外に審議すべき事項がございますでしょうか。よろしいですか。それでは特段なければ、議事 (3)「その他」については、これで終わります。最後に事務局のほうから何かございますでしょうか。

賃金課長 事務局よりお知らせいたします。今年実施しました最低賃金に関する基礎調査の結果がまとまりましたので、資料 No.3 としてお付けしております。また、今年の賃金改定状況に関する調査結果につきましても資料 No.4 としてお付けしております。いずれも今後の金額審議の参考になる資料と思われるので、ご覧いただき、参考とさせていただきますようお願いいたします。以上です。

森会長 では、この資料を皆さんのほうに見ていただけたらと思えます。他に何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の本審ですけれども、最低賃金額の答申のための具体的な金額も審議していただくことを予定しております。従いまして、そこで率直な意見の交換、意思決定の中立性を保ちたいと思いますので、それを損なわないためにも、東京地方最低賃金審議会運営規程第 6 条及び第 7 条に基づきまして、審議会は非公開で行いたいと思います。

課長補佐

次回の開催日程については事務局よりご連絡をいたしますので、委員の皆さまのご出席をよろしくお願いいたします。傍聴人の方々は、各委員が退室されるまでの間、そのままご着席願います。